



# 第1章計画策定にあたって

# 第1節 計画策定の目的

上ノ国町は、平成12年度を初年度とする第4次上ノ国町総合発展計画において、「人が耀き 町がきらめく 人と自然が調和した文化香る町」を将来の姿に掲げ、各種施策を住民とともに積極的に推進してきました。

しかし、計画策定後およそ10年を経過した今日、少子高齢化の急速な進行、産業を取り巻く環境の急速な変化、安全・安心への意識の高まり、情報化・国際化の一層の進展、環境保全意識の高まりなど本町を取り巻く社会・経済情勢は大きく変化し、本町のあらゆる分野に大きな影響をもたらしています。

特に、基幹産業である第1次産業をはじめとする活力ある産業の維持・発展、少子 高齢化や人口減少への対応などが緊急の課題となっています。

また、地方分権の一層の進展と国財政の窮迫に伴い、町の行財政もその運営に一層の厳しさを加えるなどの大きな転換期を迎えており、今まで以上に行財政改革を進め、自立できる自治体づくりに向けた積極的な取り組みが求められています。

こうした内外の動向に的確に対応するとともに、次の世代に誇りを持ってつないでいく上ノ国町を住民と行政が協働して築いていくため、新しいまちづくりの方向性とその実現のための基本目標を明らかにすることを目的に、新たなまちづくりの指針として、ここに「第5次上ノ国町総合計画」を策定します。



# 第2節 総合計画の役割

「総合計画」は、すべての分野における行政運営の基本となる地方自治体の"最上位計画"であり、地方自治法(第2条第4項)において以下のように定められています。

市町村は、その事務を処理するに当たっては、議会の議決を経てその地域における総合的かつ計画的な行政の運営を図るための基本構想を定め、これに即して行なうようにしなければならない。

本計画は、このような法的根拠に基づく町の最上位計画としての位置づけを踏まえ、 今後の本町のまちづくりの方向性を示すものであり、以下のような役割を持ちます。

## ■役割1 住民みんなのまちづくりの共通目標

本計画は、住民に対して今後の本町のまちづくりの方向性と必要な施策をわかりやすく示し、住民一人ひとりがまちづくりに主体的に参画・協働するための共通目標となるものです。

## ■役割2 上ノ国町の地域経営を進めるための指針

本計画は、地方分権時代にふさわしい地域経営の確立に向けて、様々な施策や事業を総合的かつ計画的に推進するための指針となるものです。

## ■役割3 広域行政に対する連携の基礎

本計画は、国や道、周辺自治体等の広域的な行政に対して、本町のまちづくりの方向を主張するとともに、計画実現に向けて必要な施策や事業を調整・反映させていく連携の基礎となるものです。

#### 総合計画の役割

住民みんなのまち づくりの共通目標 ための指針 広域行政に対する 連携の基礎

# 第3節 計画の構成と期間

本計画は、「基本構想」、「基本計画」、「実施計画」の3つで構成します。

## ■基本構想

基本構想は、本町のめざすべき将来像とそれを実現するための基本方針や施策の大綱を示すものです。

計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。

## 基本計画

基本計画は、基本構想に基づき、その実現を図るために必要な基本的施策、目標指標、協働の指針等を体系的に示すものです。

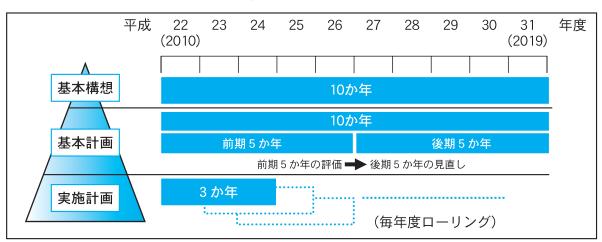
計画期間は、平成22年度から平成31年度までの10年間とします。前期5年で実績を評価し、必要に応じて計画の見直しを行います。

また、基本計画には施策ごとに成果目標(ベンチマーク)を掲げ、成果主義の導入を図って、成果目標の定期的点検を行って本計画の達成度を確認する行政評価の仕組みの確立に努めるとともに、常に時代の流れや住民の意向、施策の進捗状況度合等に応じてマネジメントできる仕組みの確立を図ります。

## 実施計画

実施計画は、基本計画に示した施策を、具体的に実施する事業を定めるものであり、 事業の優先順位や具体的な事業内容、財源等を示すことにより、予算編成の指針とな るものです。

計画期間は、3年間として別途策定し、基本計画のマネジメントによるローリング方式(毎年見直す方式)を採用し、本計画の進行管理を行います。



第5次上ノ国町総合計画の構成と期間